

くまもと SDGs 推進セミナー2026 第5回のご案内!!

合理的配慮の提供って・・・？

障害者差別解消法に学ぶ！

●セミナーの趣旨と目的：

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)もゴールの 2030 年まで5年を切る中で、改めて、その目的と社会的使命を確認し、現在県内において進められている様々な取り組みを取り上げ、共有し、参加者それぞれが、より具体的な行動計画(アジェンダ)を策定し、実現に結びつけることを目指します。

●日時:2026 年 9 月 25日(金) 14:00~15:30

●会場:熊本市中央公民館5F 中会議室4 熊本市中央区草葉町 5-1

●参加費:無料

【講師】 熊本県広域専門相談員 馬場 典博 氏

- ・ 県の公立学校教員の採用以来、37年間ずっと養護学校・特別支援学校に勤務。その間、国内留学、国立熊本大学教育学部附属養護学校勤務経験を有する。
- ・ 天草郡市育成会活動に参画し、ボランティアとして15年間事務局員を務め、育成会が主体となった作業施設の設立に取り組む。
- ・ 学校を定年退職後、民間会社が運営する放課後等デイサービス事業に取り組み、管理者、児童発達支援管理責任者を務める。
- ・ 障がいのある子どもの教育と障がいのある人の福祉サービスの経験と相談支援員資格を活かして、昨年8月から県の障がい者支援課で広域専門相談員に従事。

【講演要旨】

令和6年4月の障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法や合理的配慮の具体例など、皆様のさまざまな疑問について、熊本県広域専門相談員が、分かりやすくご説明します！

1. 「障害者差別解消法」とは？
2. 「障がい者」とは？
3. 「不当な差別的取扱い」とは？
4. 「合理的配慮の提供」とは？
5. 「建設的対話」を重ねましょう！

【熊本県広域専門相談員とは】

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、熊本県が県庁障がい者支援課内に4名配置。次の業務に従事しています。

- (1) 特定相談（不利益取扱い、合理的配慮、虐待に関する相談）への対応
公正・中立な立場から、相談事案の解決に必要な事実確認を行い、条例の趣旨や関係法令の説明、解決のための助言等を行います。
- (2) 啓発活動（オープンセミナーや出前講座の研修実施）

【参加のお申し込み方法 及び お問い合わせ先】

※右記の QR コードよりフォーム入力、または事務局へメールにてお申し込み下さい。

【事務局】〒860-0801 熊本市中央区安政町 3-13 熊本県商工会館 1F

※担当者:KSPF 理事・山口久臣

TEL:090-1369-6360

Eメール:boss@ioe-j.com

